

## 欠損金繰戻し還付不適用措置の延長

**Q** 平成4年度からその適用が停止されていた法人税法における欠損金の繰戻し還付の制度は、平成18年3月31日までの措置とされていました。しかし、創業5年以内の中小企業者については、その適用除外の特例がありました。これらの欠損金繰戻し還付不適用措置に関し、平成18年度改正においては、どのような改正が行なわれたのでしょうか。

**A** 法人がある事業年度において欠損金を生じた場合に、欠損金の生じた事業年度開始の日前1年以内に開始した事業年度の法人税の額に、前事業年度の所得金額のうち当年度の欠損金額の占める割合を乗じて計算した金額に相当する法人税の還付を請求することができる制度を「欠損金の繰り戻し還付制度」という。

この制度は、厳しい財政状況等を理由として、一定の場合を除き、「平成4年4月1日から平成18年3月31日」までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金については、その適用を停止することとされてきた。ただし、次に掲げる事業年度については「平成18年3月31日」まで、欠損金の繰戻しによる還付の適用を受けることができる措置が講ぜられていた。

中小企業者の設立後5年間の事業年度

中小企業経営革新支援法等の確認を受けた中小企業者の中小企業経営革新支援法の施行日から平成18年3月31日までの間に終了する事業年度

この制度が、平成18年度改正によって、次のような延長措置が講ぜられている。

<適用停止期間の延長>

欠損金の繰戻しによる還付の適用停止期間が2年延長され、平成20年3月31日まで適用停止となる。

<適用除外措置の期限延長>

中小企業者等についての適用停止除外措置期限も2年延長され、平成20年3月31日まで適用されることとなる。